

2026年10月14日

電気最終保障供給約款および離島等供給約款の変更届出について

当社は、本日、電気事業法第20条第1項^{※1}に基づき「電気最終保障供給約款」の変更届出を、同法第21条第1項^{※2}に基づき「離島等供給約款」の変更届出を経済産業大臣に行いました。

「電気最終保障供給約款」とは、高圧または特別高圧で電気の供給を受けるお客さまが、万一、いずれの小売電気事業者とも供給に係る契約の交渉が成立しなかった場合に、当社が供給する際の料金その他供給条件を定めたものです。最終保障供給は、お客さまを保護する観点から、次の小売電気事業者との契約が開始されるまでの間、臨時的に電気を供給する契約であるため、当社供給区域のみなし小売電気事業者である東北電力株式会社（以下「東北電力」）の「臨時電力」相当の料金単価を設定しております。

また、「離島等供給約款」とは、当社供給エリアにおける離島（山形県飛島、新潟県佐渡島および栗島）のお客さまを対象に、当社が電気を供給する際の料金やその他供給条件を定めたものです。離島等供給は、電気事業法第21条第3項第1号^{※3}に基づき、東北電力の標準的な小売電気料金相当の料金単価を設定しております。

今回の届出は、東北電力が小売電気料金単価を見直すことに伴い、当社の最終保障供給料金単価および離島等供給料金単価を変更するものです。

主な変更内容については、以下のとおりです。

○主な変更内容

東北電力が2026年11月から小売電気料金単価の見直しを予定していることを踏まえ、最終保障供給および離島等供給に係る料金単価を見直しいたします。

○実施日

2026年11月1日より実施いたします。

- ※1 電気事業法第20条第1項（最終保障供給約款）
一般送配電事業者は、最終保障供給に係る供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- ※2 電気事業法第21条第1項（離島等供給約款）
一般送配電事業者は、離島等供給に係る供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- ※3 電気事業法第21条第3項第1号（離島等供給約款）
料金の水準がその供給区域（離島等を除く。）において小売電気事業者が行う小売供給に係る料金の水準と同程度のものであること。

（別紙）最終保障供給料金および離島等供給料金の変更概要

以 上

最終保障供給料金および離島等供給料金の変更概要

東北電力ネットワーク株式会社
2026年10月14日

「電気最終保障供給約款」とは

- 高圧または特別高圧で電気の供給を受けるお客さまが、万一、いずれの小売電気事業者とも供給に係る契約の交渉が成立しなかった場合に、当社が供給する際の料金その他供給条件を定めたものです。
- 最終保障供給は、お客さまを保護する観点から、次の小売電気事業者との契約が開始されるまでの間、臨時的に電気を供給する契約であるため、当社供給区域のみなし小売電気事業者である東北電力の「臨時電力」相当の料金単価を設定しております。

「離島等供給約款」とは

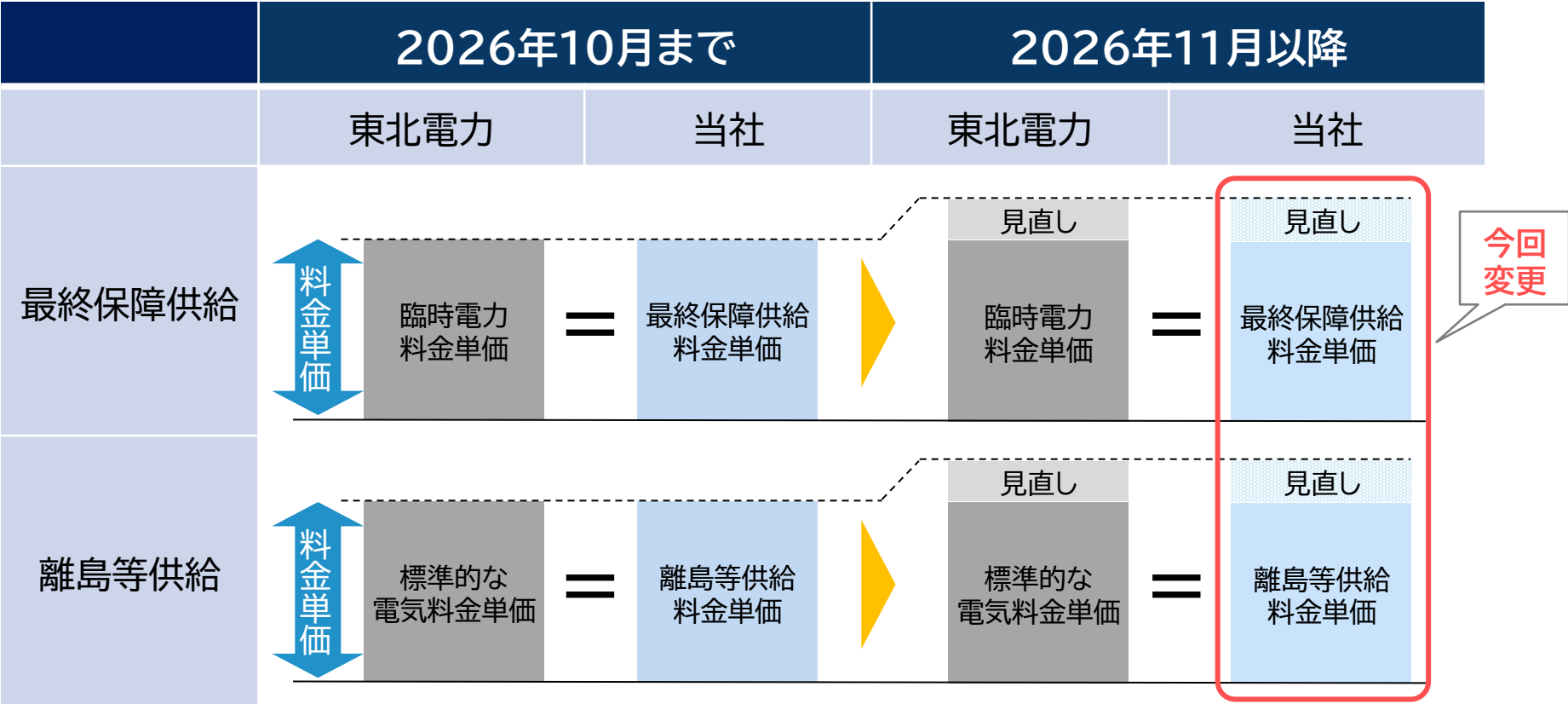
- 当社供給エリアにおける離島（山形県飛島、新潟県佐渡島および栗島）のお客さまを対象に、当社が電気を供給する際の料金やその他供給条件を定めたものです。
- 離島等供給は、電気事業法第21条第3項第1号※に基づき、東北電力の標準的な小売電気料金相当の料金単価を設定しております。

※ 電気事業法第21条第3項第1号（離島等供給約款）

料金の水準がその供給区域（離島等を除く。）において小売電気事業者が行う小売供給に係る料金の水準と同程度のものであること。

- 今回の主な変更内容は以下のとおりです。
- ✓ 東北電力が2026年11月から小売電気料金単価を見直すことに伴い、当社の最終保障供給料金単価および離島等供給料金単価を見直します。

電気料金単価の見直しイメージ



電気最終保障供給約款の主な契約

(税込)

契約種別		区分および単位			現行単価(A)	改定単価(B)	差(B-A)
最終保障電力A	基本 料金	標準電圧6,000ボルト で供給を受ける場合	契約電力1キロワットにつき		2,464円44銭	2,652円60銭	188円16銭
		標準電圧30,000ボルト で供給を受ける場合	契約電力1キロワットにつき		2,395円80銭	2,491円56銭	95円76銭
		標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	契約電力1キロワットにつき		2,369円40銭	2,465円16銭	95円76銭
	電力量 料金	標準電圧6,000ボルト で供給を受ける場合	夏季料金	1キロワット時につき	24円32銭	24円62銭	0円30銭
			その他季料金	1キロワット時につき	22円88銭	23円18銭	0円30銭
		標準電圧30,000ボルト で供給を受ける場合	夏季料金	1キロワット時につき	21円80銭	21円85銭	0円05銭
			その他季料金	1キロワット時につき	20円56銭	20円61銭	0円05銭
		標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	夏季料金	1キロワット時につき	21円36銭	21円41銭	0円05銭
			その他季料金	1キロワット時につき	20円17銭	20円22銭	0円05銭
最終保障電力B	基本 料金	標準電圧6,000ボルト で供給を受ける場合	契約電力1キロワットにつき		2,847円24銭	3,035円40銭	188円16銭
		標準電圧30,000ボルト で供給を受ける場合	契約電力1キロワットにつき		2,607円00銭	2,702円76銭	95円76銭
		標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	契約電力1キロワットにつき		2,527円80銭	2,623円56銭	95円76銭
		標準電圧140,000ボルト で供給を受ける場合	契約電力1キロワットにつき		2,448円60銭	2,544円36銭	95円76銭
	電力量 料金	標準電圧6,000ボルト で供給を受ける場合	夏季料金	1キロワット時につき	21円82銭	22円12銭	0円30銭
			その他季料金	1キロワット時につき	20円62銭	20円92銭	0円30銭
		標準電圧30,000ボルト で供給を受ける場合	夏季料金	1キロワット時につき	20円69銭	20円74銭	0円05銭
			その他季料金	1キロワット時につき	19円57銭	19円62銭	0円05銭
		標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	夏季料金	1キロワット時につき	20円27銭	20円32銭	0円05銭
			その他季料金	1キロワット時につき	19円18銭	19円23銭	0円05銭
		標準電圧140,000ボルト で供給を受ける場合	夏季料金	1キロワット時につき	19円83銭	19円88銭	0円05銭
			その他季料金	1キロワット時につき	18円78銭	18円83銭	0円05銭

離島等供給約款[低圧用]の主な契約

				(税込)		
契約種別		区分および単位		現行単価(A)	改定単価(B)	差(B－A)
従量電灯	B	基本料金	契約電流10アンペア	369円60銭	410円71銭	41円11銭
			契約電流15アンペア	554円40銭	616円07銭	61円67銭
			契約電流20アンペア	739円20銭	821円42銭	82円22銭
			契約電流30アンペア	1,108円80銭	1,232円13銭	123円33銭
			契約電流40アンペア	1,478円40銭	1,642円84銭	164円44銭
			契約電流50アンペア	1,848円00銭	2,053円55銭	205円55銭
			契約電流60アンペア	2,217円60銭	2,464円26銭	246円66銭
		電力量料金	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円62銭	31円01銭	1円39銭
			120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36円37銭	37円76銭	1円39銭
			300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円32銭	41円71銭	1円39銭
		最低月額料金	1契約につき	358円95銭	389円24銭	30円29銭
	C	基本料金	契約容量1キロボルトアンペアにつき	369円60銭	410円71銭	41円11銭
		電力量料金	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円62銭	31円01銭	1円39銭
			120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36円37銭	37円76銭	1円39銭
			300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円32銭	41円71銭	1円39銭
低圧電力	基本料金	契約電力1キロワットにつき		1,300円89銭	1,400円90銭	100円01銭
	電力量料金	夏季料金	1キロワット時につき	27円09銭	28円44銭	1円35銭
		その他季料金	1キロワット時につき	25円64銭	26円99銭	1円35銭

離島等供給約款[高圧・特別高圧用]の主な契約

(税込)

契約種別	区分および単位				現行単価(A)	改定単価(B)	差(B－A)
業務用電力	基本料金	契約電力1キロワットにつき			2,053円70銭	2,210円50銭	156円80銭
	電力量料金	夏季料金	1キロワット時につき		21円83銭	22円07銭	0円24銭
		その他季料金	1キロワット時につき		20円63銭	20円87銭	0円24銭
業務用季節別 時間帯別電力	基本料金	契約電力1キロワットにつき			2,053円70銭	2,210円50銭	156円80銭
	電力量料金	ピーク時間	1キロワット時につき		25円58銭	25円86銭	0円28銭
		昼間時間	夏季料金	1キロワット時につき	24円04銭	24円32銭	0円28銭
			その他季料金	1キロワット時につき	22円98銭	23円26銭	0円28銭
		夜間時間	1キロワット時につき		16円59銭	16円82銭	0円23銭

離島等供給約款[高圧・特別高圧用]の主な契約

(税込)

契約種別		区分および単位				現行単価(A)	改定単価(B)	差(B－A)
特別高圧季節別 時間帯別電力A	基本 料金	標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合	契約電力1キロワットにつき			1,996円50銭	2,076円30銭	79円80銭
		標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	契約電力1キロワットにつき			1,974円50銭	2,054円30銭	79円80銭
	電力量 料金	標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合	ピーク時間	1キロワット時につき		22円72銭	22円77銭	0円05銭
			昼間時間	夏季料金	1キロワット時につき	21円41銭	21円46銭	0円05銭
				その他季料金	1キロワット時につき	20円44銭	20円49銭	0円05銭
			夜間時間	1キロワット時につき		15円84銭	15円89銭	0円05銭
		標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	ピーク時間	1キロワット時につき		22円28銭	22円33銭	0円05銭
			昼間時間	夏季料金	1キロワット時につき	21円01銭	21円06銭	0円05銭
				その他季料金	1キロワット時につき	20円05銭	20円10銭	0円05銭
			夜間時間	1キロワット時につき		15円58銭	15円63銭	0円05銭
特別高圧電力B	基本 料金	標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合	契約電力1キロワットにつき			2,172円50銭	2,252円30銭	79円80銭
		標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	契約電力1キロワットにつき			2,106円50銭	2,186円30銭	79円80銭
		標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	契約電力1キロワットにつき			2,040円50銭	2,120円30銭	79円80銭
	電力量 料金	標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合	夏季料金	1キロワット時につき		18円71銭	18円76銭	0円05銭
			その他季料金	1キロワット時につき		17円77銭	17円82銭	0円05銭
		標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	夏季料金	1キロワット時につき		18円35銭	18円40銭	0円05銭
			その他季料金	1キロワット時につき		17円44銭	17円49銭	0円05銭
		標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	夏季料金	1キロワット時につき		17円98銭	18円03銭	0円05銭
			その他季料金	1キロワット時につき		17円11銭	17円16銭	0円05銭

モデルケース試算による影響額

(税込)

■最終保障供給料金

【試算モデル】

- ・ 契約種別:最終保障電力A [高圧(6,000V)]
- ・ 契約電力:90kW
- ・ 月間使用電力量:20,700kWh

【月間影響額(参考値)】

現行料金	改定料金	改定幅	改定率
662,145円	682,749円	+20,604円	+3.11%

■離島等供給料金(低圧)

【試算モデル】

- ・ 契約種別:従量電灯B
- ・ 契約電力:30A
- ・ 月間使用電力量:260kWh

【月間影響額(参考値)】

現行料金	改定料金	改定幅	改定率
9,755円	10,239円	+484円	+4.96%

■離島等供給料金(高圧)

【試算モデル】

- ・ 契約種別:業務用電力
- ・ 契約電力:90kW
- ・ 月間使用電力量:20,700kWh

【月間影響額(参考値)】

現行料金	改定料金	改定幅	改定率
584,149円	601,112円	+16,963円	+2.90%

※ 基本料金は力率100%、電力量料金はその他季料金を用いて算定しております。

※ 燃料費等調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は含みません。

※ 平均的なモデルケースによる試算であり、お客さまのご契約内容にもとづく試算結果ではございませんのでご注意ください。

※ 電気のご使用状況により、改定率はお客さま毎に異なります。

➤ 2026年11月1日以降の電気料金より、見直し後の最終保障供給料金単価および離島等供給料金単価を適用いたします。

■ 電気料金単価の適用イメージ

- ✓ 10月31日までのご使用分には現行料金単価、11月1日以降のご使用分には新料金単価を適用いたします。
- ✓ 料金算定期間(前月の検針日から当月の検針日の前日まで)が11月1日をまたぐ場合は、日割計算を行います。

